

無尽山地蔵寺住職に関する覚え書き

——中世から近世初頭の住職を中心に——

(キーワード：無尽山地蔵寺、高野山正智院、定宥、淨幽)

原 卓志

はじめに

無尽山莊嚴院地蔵寺は、徳島県板野郡板野町羅漢に立地する弘法大師の開創と伝えられる古刹である。蓬庵公(蜂須賀家政)の阿波入国以来、近世の地蔵寺は、代々の住職によって数多くの伝法灌頂が開壇されるなど、阿波の真言宗寺院における中核的な学問寺の一つであった。寛政四(一七九二)年に編纂が始まり、文化十二(一八一五)年に成立した阿波の地誌である『阿波志』には、次のように紹介される。^(注1)

莊嚴院 在矢武村、又稱地蔵寺。采地十石三好氏嘗捨二十貫地三町七段。
有子院五十五、今僅十二。罹兵燹、慶長中、所賜書存有大悲閣。元文中
加置聖徳太子像、左有小山稱摩尼珠礎石存、右有井泉福舊址也。天明中
造羅漢木像五百各高與人等。山名無盡、修真言。釋定宥重造金錫杖。孝
公嘗持歸以爲鎗飾。

平成二十七(二〇一五)年から平成三十年にかけて、地蔵寺所蔵の古文書・古記録をはじめ、建造物・石造物、美術工芸品などについて、徳島県教育委員会による文化財総合調査が実施され、数多くの文化財の存在が明らかにされた。また、その調査結果は、『四国八十八箇所霊場と遍路道』調査報告書12 無尽山莊嚴院地蔵寺(二〇一九年三月、徳島県・徳島県教育委員会)としてまとめられ、公

刊された(以下『報告書12』と略称する)。残念ながらこの調査は、地蔵寺に所蔵される大量の聖教類や仏書・漢籍などの古板本に及ばなかったため、地蔵寺歴代住職などの止住僧の修学実態・教授実態の解明は、それら聖教類の調査・分析を俟って、今後に残されることとなった。

本稿は、地蔵寺歴代住職の修学実態・教授実態解明のための一階梯として、地蔵寺所蔵の由来書等から知られる中世から近世初頭の地蔵寺と住職について整理し、覚え書きとするものである。地蔵寺歴代住職のうち、中世から近世初頭の住職については、その来歴や修学実態を知る手がかりとなる資料が極めて少ない。このような状況を考慮して、地蔵寺所蔵の由来書等の中から『當院神藥之因縁・當院中興開山之事』、『無盡山莊嚴院地蔵寺相承代数』、別本『無盡山莊嚴院地蔵寺相承代数』、『無盡山莊嚴院地蔵密寺記』、『正地法流』、『(仮)地蔵寺由緒書』を取り上げ、本稿巻末に書誌情報とともに翻刻し、広く参考に供することとする。なお、『無盡山莊嚴院地蔵寺相承代数』、『正地法流』については、『報告書12』にも翻刻文が掲載されていることを附記しておく。

一 『當院神藥之因縁・當院中興開山之事』に見る地蔵寺と歴代住職

本節では『當院神藥之因縁・當院中興開山之事』の記事を基に、中興開山の定宥より十一世玉龍までの歴代住職について、その事績を整理する。『當院神藥之因縁・當院中興開山之事』は、『當院神藥之因縁』として「万病円」と称する神藥の由来について記す。続いて「當院中興開山之事」として、中興開山の定宥か

ら筆録者である十一世玉龍までの事績が記される。

(1) 神薬「万病円」の由来

「万病円」と名付けられた神薬の由来について記述された「當院神薬之因縁」では、福智の二徳を備えた定宥が、時の帝の勅を受けて、熊野社遷宮の導師を務めたこと。無事に務めを終え、地藏寺に帰院した定宥のもとに、熊野権現の使いと名乗る山伏が現れ、神薬の薬方を伝えたという。

○夫、當院中興開山定宥法印は、福智の二徳を兼備し、道德仰はいよ／＼高く、鑽はいよ／＼堅し、故に其名國に弥布せり、時の天子、熊野権現の宮殿を再營御座し、神をして新社に移し奉る時、道德周備する沙門を求るに、定宥の陰徳忽に顯て、其名又北闕に鳴る、帝定宥を撰て遷宮の導師とす、定宥彼山に至て、兩月をへて遷宮首尾し阿國の本院に歸る

○其次の朝、定宥延命菩薩の寶前に至て、禮拜し讀經するに、非常の山伏一人、忽然として來現す、定宥問曰、汝何地より來るぞ、山伏の曰、我ハこれ熊野山より來る神使なり、三社の社頭造營の功、尤も汝が道德にありといつて、一ツの封せる物をいたし置、院外へ出て上天し去ぬ、

(中略)
彼の封せる物を見るに、今の萬病圓の薬方なり、定宥是を調査して衆人に与るに、願に隨て、病患を治する事、喩ハ大聖世尊の機に應して教をしめし、心垢を洗ふにひとし、

さて、「當院神薬之因縁」執筆の理由について、筆録者の地藏寺十一世玉龍は冒頭でまず、口を閉じたままで、命を終えたり、正心を乱してしまうかも知れないことを考え、これまで厩代住職の口説によって伝えられてきた因縁を筆録し後葉に伝えると序す。さらに、末尾にも同様の理由を付け加えている。

○(冒頭) 萬病圓の因縁ハ、當院の師々口説にして翰墨に乗る事なし、予是をおもふに、其深意知かたし、然りといへとも先達て當體をおもふに、命の葉ハ朝露のごとし、日光能く消除す、又世人を見るに、病患競い口を閉て横死し、疾惱盛にして、正心混乱する人多し、予、中夏のころ病心漸重にして、依身疲勞す、然りといへとも正心違する事なく月をへて、疾惱漸く治するの日、師々の素意に違する事を厭す、命葉の落ち易きを恐て、先

師の口説を拙詞に乗て後葉に傳ん事をおもふ

○(末尾) 予拙才を以て翰墨に記て資に傳る事、定宥・定快・宥雅・宥雄・宥惠・快宥・宥義・宥信・宥全・宥昇の深意に背くへきか、然りといへとも、^予おもふに、後の今を見ん事、今の昔を見るかことくなるへき事を思ひ、又おもふに我れ前罪を知事なし、古業に依て閉口し、現業に依て乱意せは、師資ともに悔ともいかん故記て以て後葉に傳んとおもふ

自身が重い病気に罹ったことから、後葉に口説を伝えないままなることを恐れたという。たしかに筆録理由の一つとして考えられるが、冒頭と末尾に繰り返される理由には、言い訳めいた響きが感じられる。

貞享四(一六八七)年刊の『四國徧禮道指南』^(注2)には、地藏寺を紹介するにあたって、「此寺妙薬あり 参詣の輩うけらるべし 世俗まんびやうゑんとつく」と、「万病円」の存在に触れ、購入を勧めている。また、貞享五(一六八八)年刊の『四國徧禮靈場記』^(注3)には、次のようにその由来が紹介されている(原本の振仮名は省略した)。

定宥もとより才徳信行の人なり、一夕熊野権現瑞託ありて、靈薬の剂方を示し玉ふ、諸病効驗なしといふ事をきかず、万病圓と号す、若薬方寫し去て佗所にて調劑するものは、除病の功すこしもなし、是を以て人異とす、相傳る事凡四百餘年也

『四國徧禮道指南』の序には「此道しるべの外、八十八ヶ所の縁起寶物等 其住侶／＼の御方より事書を乞請四國徧禮靈場記全部七卷 高野山雲石堂主本大和上の筆削をもて板行せしむるなり(以下略)」とあり、『四國徧禮靈場記』が諸寺の住職から縁起や宝物についての書き付けを得て執筆されたものであることを述べている。このことからすれば、『四國徧禮靈場記』に紹介された「万病円」の由来については、当時の地藏寺住職であった玉龍から伝えられたと考えられる。これまで歴代の住職の間で口伝として継承されてきた由来を一般民衆用の四國徧路案内記に載せることは、その宣伝効果を考えての一大決心であったと思われる。後に十三世普雄が著した地藏寺所蔵の古文書『仮』地藏寺由緒書^(E25-11)には、「一先年者此^レ方前^ニ堂寺御座候而、代々之住持庭儀灌頂相勸申候所、三代前之住持玉龍只今之所^ヲ寺引、方丈、庫裡再興仕」とある。それまで別の位置にあった地藏寺を現在の地に移すなど、地藏寺の再興に玉龍が尽力していたことが

分かる。^{注7} おそらく玉龍は、地蔵寺再興のために、神業の由来を四国遍路案内記に載せ、多くの参拝客を得、経済的効果の拡大を図ろうとしたのではなかったか。とすれば、寺院経営の面でも才覚を持った人物であったと推測されて興味深い。しかし、先代住職までの掟を破ることは忤怩たる思いもあつたのであろう。やや言い訳めいた筆録理由の記述は、このような思いを反映したものであると考えられる。

(2) 戦国末期の地蔵寺と住職

「當院中興開山之事」によれば、中興開山の定宥の出自は不明であり、「定宥在世より今世にいたるまで、定をして誰子誰弟といふ事を知る人なし」とする。定宥が地蔵寺に止住する契機は、四国巡礼の際、この地の地蔵の草堂にて「非常の僧」から受けた託宣であつたとされる。その後、定宥の徳を慕って遠近の僧侶が参集し、弟子となり、末寺となつて、三千坊の門首^{注8}となつたという。

當院の中興開山を定宥法印といへり、然るに定宥在世より今世にいたるまで、定をして誰子誰弟といふ事を知る人なし、唯人口に傳へ侍へるハ、權化再來の人といへり、定四國順禮の砌り、地蔵の草堂に信宿す、暁天におよひ、非常の僧來て、定に告て曰、汝此地に草庵をむすひ、延命菩薩の名号を念せは、願に順い望に應して寺院繁茂すへしといつて、忽然として失ぬ、定告に應して草庵をむすひ、一二のとしをふるに、定が陰徳自然に顯れて、願望函蓋相應し、近邑の僧侶、遠嶋の縑素來て化をうけ、或ハ弟となり、或ハ末寺^{注9}なる事、かそふるにいとまあらず、誠に今は有名無実なりといへとも、三千坊の門首といふ事、此師の時にあり

その後、二世の定快より宥雅・宥雄・宥恵・快宥までの五代については、「微妙に法滅ありといへとも、往昔と大に異りと見る人なし」と述べるにとどまる。

第七世の宥義以降の住職については、かなり詳細に記述されており、戦国末期の地蔵寺と住職の様子を知る上で貴重な文献であると言える。

まず、宥義の時代については次のように記す。

快宥の後を宥義法印といへり、智行兼備して、徳四方に高し、是に依て播州の赤松、門族の故をおもひ、勝軍の高徳を慕ひ、宥義法印を崇敬し、百僧の飯を施し、三好又屈敬して、寺院の近田を寄附する事、赤松に過たり、

宥義在世の終り、土州の主、兵乱して神社を亡し、佛閣を滅す、當院其隨一なり、當院の西に古戰場あり、此兵乱より當院の法燈漸くおとろふといへり、其後宥義草庵をむすひ、宥信法印に付属す

宥義は「智行兼備して、徳四方に高」かつたことから、播州の赤松からは「百僧の飯」が贈られ、当時の阿波を支配していた三好氏よりは「寺院の近田」が寄付されたことが記録されている。しかし、宥義の晩年には「土州の主、兵乱して神社を亡し、佛閣を滅す」とあり、この兵乱によつて地蔵寺の法燈も次第に衰え、宥義は宥信に地蔵寺を付属し、周辺の草庵にて隠居生活に入る。

右に見る「土州の主」とは、長宗我部元親（一五三九～一五九九）である。元親は天正三（一五七五）年に南部の宍喰に侵入し、天正四年には西部の池田に侵入する。天正十（一五八二）年には中富川の合戦によつて三好勢を破り、勝瑞城を破却する。その後、天正十三（一五八五）年六月には、羽柴秀長らが上陸し、長宗我部勢との戦があつた。^{注10} 地蔵寺が兵火を蒙つたことについては、『(仮)地蔵寺由緒書』[E80-111]に次のように記されている。

土州長曾我部元親、板西城^{注11}勝瑞城責之時、當寺^{注12}十二坊之寺家等迄不殘兵火^{注13}逢、其砌 御倫旨、御朱印等^{注14}宝物焼失仕候由申傳候

第八世の宥信が地蔵寺住職を務めて数年、慶長年中に大地震があり、寺院が倒壊し、佛具等が悉く損失したことが記される。

信數歳寺職の内、慶長年中に大地震して、寺院顛倒し、佛物靈寶悉く損失す、信歎て草堂をむすひ、能末徒を化す

中世末の徳島地方は幾度かの大地震に見舞われている。例えば、天正十二（一五八四）年十一月二十九日、また文祿三（一五九四）年八月六日にも地震が起きている。^{注15} 本書に「慶長年中に大地震して」とあることからすれば、この大地震は慶長元（一五九六）年九月五日発生の慶長伏見地震であつたと見られる。ただし、本書ではこの地震記録を、蓬庵公（蜂須賀家政）の阿波国入部（天正十三年）の記録以前に記していることから、天正十二年発生の地震であるとも解釈できる。

この地震が慶長伏見地震であつたとすれば、第八世の宥信が住職となつたのは、天正十八（一五九〇）～元祿元（一五九二）年の頃ではなかったかと推測される。

また、天正十二年発生の地震であったとすれば、天正十・十一（一五八二・一五八三）年の頃であったと考えられる。

ところで本書では、宥信の出自について、「矢野駿河が三男、宥義か甥なり」と記す。矢野駿河守は三好氏の家臣であり、天正七（一五七九）年十二月二十七日に徳島西部の岩倉城に兵を進める途中、脇城外で討ち死にしている。なお、宥信が宥義の甥であるとする、宥義は矢野駿河守の兄弟であったことになる。宥義の住職時代に三好氏から二十貫の寺領を寄付されるなどの厚遇を得たのも、このような住職の出自とも関係があったのではないかと推測される。

地震の後、宥信は草堂を営みながら末徒を教化する。天正十三年、阿波国に入部した蓬庵公は、宥信を召して持明院（大瀧山建治寺）の住職に就ける。宥信は六十歳のころ、持明院を退き、井土寺（井戸寺、瑠璃山真福院）に隠居する。

第九世の宥全は、「星合丹後が肉族森志摩守が類親たり」とされる。森志摩守は、土佐泊周辺に勢力を持った人物であり、長宗我部元親に対しては徹底抗戦を貫き、蓬庵公入部の後は蜂須賀家に仕える。現在の地蔵寺境内に森家の墓が残されているのは、宥信と森志摩守が類親であったことも関係しているかもしれない。宥全の住職中に、蓬庵公から下野庄村の土地を寄付される。その後、その十石を地蔵寺近くの六石の土地と交換することを願い出、慶長十五（一六一〇）年に義伝公（至鎮）から認められる。

全が時、蓬庵公御寄附の地下野庄村に有り、其後十石餘を院廻の六石二かへん事を願ひ奉るに、義傳公より御寄附の一紙をいた、き、其歳の慶長十五年十月に、義傳公當院へ御参詣御座し、十石餘の大を以、六石の小にかへんと願事、僧意にかのふよしの嘆御座して、則屋敷として方圖書を御寄附ありぬ

なお、現存する文書から下野庄村の土地十石余を拝領した時期は慶長七（一六〇二）年三月二十二日であったことが明らかになっている。このことからすれば、宥全はどれほど遅くとも慶長五・六年頃までには宥信から地蔵寺を付属されていたことが知られる。

宥全は、土地に関する訴えを準備していたが、自らの病氣と「大坂の一乱」のために訴え出ることができぬままに命終する。「大坂の一乱」とは、慶長十九（一六一四）年の大坂冬の陣、翌年の夏の陣であることから、宥全の没年を慶長二十（一六一五）年頃であると推測することができる。現存する歴代住職の位牌には

第八世宥信と第九世宥全の没年を欠くこと^{（注12）}から、宥全の没年を推定しうる貴重な記述である。

宥全の後、弟子であった宥昇が住職となるが、やはり訴え出ることなく過ぎ、本書を筆録した玉龍の代に至る。

二 『無盡山莊嚴院地蔵寺相承代数』と歴代住職

『無盡山莊嚴院地蔵寺相承代数』（以下『地蔵寺相承代数』と略称する）は、地蔵寺の中興開山を鎌倉時代まで遡り、それ以降の住職名と没年を記した文献である。本節ではこの文献を取り上げて、その記録から知られる住職の事績を整理する。

（1）『地蔵寺相承代数』の筆録者

『地蔵寺相承代数』には二種類の文献が現存する。その一つが慶長十二（一六〇七）年八月二十五日に蜂塚彦右衛門のお尋ねに対して回答した文書の写し【4-1-2-8】である。その末尾には次のようにある。

法印宥義上人 慶長三年二月十五日

法印宥信上人

法印宥全

右実賢方法流相承當院代数後住之僧（のこすもの也）

慶長十二年八月廿五日

蜂塚彦右衛門様御尋付書付ヲ以申上候以上

おそらく、慶長十二年当時の地蔵寺住職から回答されたものであると考えられる。前節で見たとように、蓬庵公（家政）から十石余の土地を拝領した慶長七（一六〇二）年には第九世の宥全が住職に就いており、慶長十五（一六一〇）年に義伝公（至鎮）から六石の土地との交換を認められたのも宥全であった。このことから、本文書を蜂塚彦右衛門に提出した住職は、第九世の宥全であったことが理解される。また、第八世の宥信の没年が記されていないことから、宥信は慶長十二年八月二十五日の時点で、存命していたことが推測される。

(2) 定宥以前の歴代住職

別本『地蔵寺相承代數』では、第七世の宥義とその没年までが記され、宥信・宥全以降の記載を欠いている。本書で注目される点は、冒頭に地蔵寺開基が空海であることを述べた後に記載される中興開山の浄幽大和尚の事績である。浄幽に関する全文を引用すると以下のとおりである。

無盡山莊嚴精舍地蔵寺、空海大和尚開基

中興開山浄幽大和尚、或云傳燈大法師空賢、付法三人、信源・尊光・探玄、後宇多御宇、坐事出家、住東大寺、習学法門、高野山正智坊道範阿遮梨受兩部灌頂、再重遇^{日本}金剛王院覺濟僧正、^受實賢僧正法流、傳云浄幽平城姓、元有出塵之志、爲沙門居東大寺、性聰敏志氣宏邁、学涉内外習三論^{兼寺職}龍偏稟密教道範、既而得阿遮梨位、勤教授、杖錫渡四國、止錫當山、弘法尽信高名聞隣國、附法弟子四千、末寺及中国□

浄幽の出身地などについては、平城姓であったこと以外を明らかにしない。浄幽が出家した理由については二説を挙げる。一つは後宇多天皇在位(文永十一(一二七四)〜弘安十(一二八七)年)の頃、何らかの罪に問われたことがきっかけで出家し、東大寺に住したという説である。二つ目の説は、もとより出家を求めていたという説である。浄幽が弘安三(一二八〇)年九月に九十八歳で没したとする本書の記述から逆算すると、浄幽の生まれは寿永二(一一八三)年のことになる。これが正確なものであったとすれば、後宇多天皇即位の年には、既に九十二歳の高齢であったはずである。その年齢で出家し、修行したとするのは不自然であろう。何らかの罪に問われたことが出家の契機になったことが事実であったとしても、その時期はもっと早かったと思われる。出家の後は東大寺にて仏教の基礎を学び、高野山正智坊の道範(一一七八〜一二五二)阿闍梨^{僧正}に兩部灌頂を受け、さらに、金剛王院の覺濟(一二二七〜一三〇三)僧正^{僧正}から三寶院流実賢山本方を受けたという。浄幽付法の弟子には、信源・尊光・探玄の三人を挙げている。この内の信源は「奥坊信源大阿遮梨法印(正和五丙辰天十月五日叙)」、尊光は「上座蓮花院尊光」にあたると思われる。

なお、『地蔵寺相承代數』には、「中興 定宥僧正」の前に、次のように記載される。

寛山阿遮梨までハ輪番持^二て院務執行之処定初て本寺職^二任大衆彙統和合しけるなん

この記述は、中興開山の浄幽以降、寛山までの僧侶は、地蔵寺に常時止住し寺務を執行していたのではなく、所謂兼帯のような形で地蔵寺の寺務にあたっていたことを述べたものであると推測される。

三 地蔵寺と高野山正智院との法流関係

『地蔵寺相承代數』の末尾には「右実賢方法流相承當院代數」とあり、中興開山の浄幽以降の代々の住職が、三寶院流実賢山本方を相承してきたことを述べている。その相承実態については、今後の地蔵寺所蔵文献の分析を俟たなければならぬが、本節では、地蔵寺と高野山正智院との法流関係について知られることを整理しておきたい。

正智院との法流関係については、第十一世玉龍が著した『正地法流』[E24-20]および、正智院法流を公認した蓬庵公以下の藩主判物を基に『報告書12』に論じられている。ここではまず、『報告書12』に説かれる地蔵寺と正智院との法流関係を整理しておきたい。なお、『正地法流』は「板野郡矢武村地蔵寺之儀、高野山正智院法流^二候哉」というお尋ねに対して、玉龍が西弥次郎宛てに回答した天和三(一六八三)年閏五月の文書(覚)「御尋^二付申上^レ覚」と、それを受けて後住のために書き置いたとする「當院之住持為心得書置覚」とで構成されている。「御尋^二付申上^レ覚」では、地蔵寺は正智院の末寺ではないことを主張したうえで、正智院との法流関係とは、次に引用するように、正智院から三寶院実賢流の伝授を受けることであると述べる。

末寺と法流と差別在之哉と御尋被成候、末寺と申候ハ、惣而寺法之儀、本寺之以了簡執行仕候、法流と申候ハ、先徳実賢之一流を正智院方傳授仕迄^二御座候、於寺法之義^二者、只今迄正智院指圖を請申事、少も無御座候、以上

さらに「當院之住持為心得書置覚」では、地蔵寺と正智院との由緒を次のように述べる。

①正智院先師景儀ハ蓬庵様御剃髮之師之由傳承候、右之依恩^二年数三百年余も中絶之儀を被致所望候故、蓬庵様^五由緒之御書、景儀方^五當院先師有全方へ被爲下候、景ハ唯今之正智院秀傳^五四代跡かと覚申候、有全ハ拙僧^五三代跡なり

②景儀之状、當院之中興開山定宥法印ハ、正院之先師快雅法印之下^二て被致付法候由^二候、定宥ハ拙僧より拾壹代前之師也、愚僧迄之年数凡四百年^二も可成か、快雅ハ何代先と云ふ事を不知

③景儀は當村桑内と云ふ所之人也、當院之先師宥信法印之弟子也

先ず①では、正智院二十五代の景儀(義)は蓬庵公剃髮の師を務め、蓬庵公からはその由緒書が景儀と宥全双方に下されたことが記される。また、②では、景儀の状に、地藏寺中興開山の定宥が、正智院十二世の快雅より法流を伝授された由が述べられることを記している。さらに③では、景儀が阿波国矢武村の桑内出身であり、地藏寺八世宥信の弟子であったことを記す。

以上が、玉龍が『正地法流』で説く正智院との由緒である。これに従えば、地藏寺と正智院との法流関係が始まったのは定宥のころとなる。これに対して、地藏寺十三世の普雄の著した折紙『仮)地藏寺由緒書』[E25-110・111]の記述が注目される。本文書は、第二紙[E25-111]末尾に「住持^{普雄}謹白」と署名される。第一紙[E25-110]の前にはもう一紙が存したと考えられ、正智院からの文書の途中からが書写されている。第一紙と第二紙に書写された内容には重複する部分があることから、本来は別々に著された文書であったと思われる。以下に第一紙の冒頭部分を引用する。

當山^三候て住山仕、碩学^二昇進仕、當院^三住職仕候、其上、家康公様御懇意^二御座候へハ、沙門之境界^三望も無御座候。御國莊嚴院先住定快^二申僧、先住時分當寺^二而実賢方山本一流傳授仕由緒御座候間、向後、板西莊嚴院^二當院^二と法流由緒之御書奉願候と申上候えハ則双方、御書被下置候^三蓬庵様御書^二通 至鎮様御書^二通 光隆様御書^二通 綱矩様御書^二通 頂戴仕居申候

右には、第二世の定快が正智院にて実賢方山本一流を伝授され、それ以降、地藏寺と正智院とが法流の関係であることを認める御書を願い出たとある。『正地法流』のいうように、中興開山の定宥の伝受を法流関係の始まりとするのか、第

二世の定快の伝受を始まりとするのか、捉え方に差異があることには注意を要するであろう。

なお、正智院蔵の『掌中明鏡抄上下』(第三箱3)の上巻奥書には次のようにある。^{注13)}

于^レ時文安二年^{丁丑}三月廿日申^イ之時刻、高野山於^二西院^一、以^二如意輪寺御本^一書寫畢、定快

寶徳三年八月十七日、於阿州地藏寺華嚴院、定快法印御本書寫了、清範明應三年十一月七日、於^二同國同院^一、以^二清範僧都御本^一書寫了、行惠

文安二(一四四五)年三月、高野山西院にて、如意輪寺の『掌中明鏡抄』を定快が書写したとある。また、宝徳三(一四五二)年八月には、阿波の地藏寺華嚴院にて、定快の書写本をもって清範が書写し、さらに明応三(一四九四)年十一月に、同じ地藏寺華嚴院にて、清範の書写本をもって行恵が書写したことが記されている。ここに見える定快が、地藏寺二世の定快であるとは断言できないが、その可能性はかなり高いと思われる。このように、地藏寺で書写された文献が転写を経て正智院に伝わっていることも、地藏寺と正智院との密接な交流の証しとすることができよう。

さらに、地藏寺と正智院との交流という目で見ると、第二節に別本『地藏寺相承代數』を基に整理したように、鎌倉時代の中興開山浄幽が、高野山正智坊の道範に両部灌頂を受け、金剛王院の覚済から三寶院流実賢山本方を受けたとされることも交流を示す一例であると考えられる。浄幽が三寶院実賢山本方を流祖である覚済から直接に受けたとすれば、正智院(主)からの伝受ではない以上、法流関係の始まりであるとは言いがたいが、正智院六代の道範を師としたことを考えれば、正智院との関わりも深かったと考えられる。

また、正智院蔵の『声字実相義聞書第二』は、書写奥書に次のようにあり、^{注14)} 永二十八(一四二二)年十二月に地藏寺の談義所にて書写されたものである。

于^レ時應永廿八年極月八日、阿州板西之郡上庄於^二地藏寺之談義所^一、爲^二末代興隆佛法之^一、如^レ形書寫畢

『正智院聖教目録』によると、本書の伝領記として表紙右下に「圓海之、別筆にて「正智院本」とある由である。この円海は、『地藏寺相承代數』に記載さ

れる「上座観音坊圓海（文安三年五月十日）」にあたるのではなからうか。円海の年齢は不明であるが、文安三（一四四六）年五月に没する十五年以前に地蔵寺談義所で書写したと考えるのは、あながち不自然なことではない。本書が正智院に蔵されるに至った時期や経緯は定かではなく、円海が直接に正智院に持ち込んだとする確証もないが、地蔵寺と正智院との交流を考える上で貴重な資料である。以上のように、地蔵寺と正智院の法流関係の始まりをどの住職の代と捉えるのかという問題は残されるが、その交流関係は古く鎌倉時代にまで遡って存在したであろうことが推測されるのである。いずれにせよ、中世から近世初頭の住職の事績や修学実態については、地蔵寺内外の聖教・古文書の調査と分析に委ねられた今後の課題である。

むすび

現在の地蔵寺には数多くの典籍・文書類が残されているが、それらはほぼ蜂須賀入部以降のものである。戦国末期の兵火によって、それ以前のものほとんど失われてしまった。そのために、中世から近世初頭の地蔵寺住職の修学実態・教授実態を伺うことのできる資料を地蔵寺所蔵文献内に見出すことは困難なのである。本稿では、そのような困難の中で拾うことのできた資料を用いて、中世・近世初頭の住職について整理を試みた。しかし、これまでに明らかにしていることに付け加えられた知見はほんの微々たるものであった。

問題の解明には、地蔵寺所蔵文献の更なる分析とともに、正智院をはじめとする地蔵寺外の寺院に所蔵される文献を広く調査・分析するという作業が必要となる。そのためには、各時代に地蔵寺と交流のあった数多くの寺院における所蔵文献の悉皆調査と所蔵文献の全体を見渡すことのできる目録の作成が目指されなければならない。さらには所蔵文献の翻刻、画像公開が待ち望まれる。

注

- (1) 徳島県立図書館デジタルライブラリ公開画像による。ただし、句読点は引用者による。
- (2) 『四國偏禮道指南』稲田道彦訳注、二〇一五年八月、講談社。
- (3) 徳島県立図書館デジタルライブラリによる。
- (4) 一七世紀の地蔵堂の位置、地蔵堂の移転については、『四国八十八箇所霊

場と遍路道』調査報告書12 無尽山莊敝院地蔵寺（二〇一九年三月、徳島県、徳島県教育委員会）、一三頁参照。

- (5) 「當院中興開山之事」では「三千坊の門首」とあるが、第十三世の普雄が著した『（仮）地蔵寺由緒書』[E25-110]では「當寺昔繁昌之時者、三百坊之門首而、備前、播磨惣而四國之内末寺多御座候由」とされる。

- (6) 『徳島県史』第二巻、徳島県史編さん委員会、一九六六年三月、徳島県。

- (7) 注(6) 文献、三五六―三五七頁。

- (8) 注(6) 文献、二四八―二四九頁。また、『古城諸將記』（『阿波国徴古雜抄卷七』所収）には、次のようにある。

一 矢野城 ○矢野駿河守 橘氏、紋カタハミ、三百貫、

岩倉ニテ鐵炮ニ中ル、矢野右馬亮十五代ノ末葉也、

- (9) 『古城諸將記』（『阿波国徴古雜抄卷七』所収）には、次のようにある。

一 撫養土佐泊 船師 森志摩守

八幡太郎義家之末葉森六郎之後也、三好家滅亡之後、蜂須賀君_三歸順、天正十三年、森甚五兵衛村重、名東郡津田浦ニ移住ス、其後那

賀郡椿泊_三轉居

- (10) 注(4) 文献、七六―八〇頁参照。

- (11) 注(4) 文献、「附章1 地蔵寺所蔵の文書・史料翻刻」【史料2】[K4-5-8]参照。また、同書一頁参照。

- (12) 注(4) 文献、七四―七五頁。護摩堂「位牌A21」参照。

- (13) 『密教大辞典』（一九八三年二月、縮刷版、法蔵館）参照。

- (14) 注(13) 文献参照。

- (15) 注(4) 文献、一一―一三頁。

- (16) 『高野山正智院経蔵史料集成三正智院聖教目録下巻』（二〇〇七年三月、吉川弘文館）によると、『正地法流』は正智院にも現存している（四六二頁）。

山本信吉氏は解説で「地蔵寺が高野山正智院の末寺である由来を記している」とされるが不審である。また、正智院住職景義が地蔵寺先師宥仰の弟子であるとされるが、「宥仰」は「宥信」であろうか。原本によって確かめる必要がある。

- (17) 『高野山正智院経蔵史料集成二 正智院聖教目録上巻』（二〇〇六年三月、吉川弘文館）、二八三頁。引用にあたって表記を一部改編した。正智院には書写の伝来を異にする別本の『掌中明鏡抄上下』（第三箱4）も蔵されているが、奥書部分は若干の相違はあるもののほぼ同じものである。

(18)注(17)文献、一三一頁。引用にあたって表記を一部改変した。なお、本書は、地藏寺の初見文献として『報告書12』(一〇頁)にも取り上げられている。

【附記】本稿をなすにあたって、無尽山地蔵寺住職 岡本慈勝様には貴重な文献の調査閲覧をお許しただくとともに、翻刻のお許しをいただいた。また、地藏寺の関係者の皆さんには長期にわたる調査期間を通して、常に温かいご支援とご配慮をいただいた。さらに、鳴門教育大学准教授町田哲氏には様々なご教示を賜った。喜多容子氏にも懇切なご支援を賜った。ここに記して衷心より御礼申し上げる次第である。

なお、本研究は、JSPS 科研費 JP17K02778 の助成を受けたものである。

無尽山地蔵寺所蔵由来書等 翻刻本文

翻刻凡例

無尽山地蔵寺所蔵の由来書等を翻刻するにあたって、原本にできるだけ忠実に翻刻するよう努めたが、読解の便宜を図るために、私に読点等を施したほか、以下のような操作を行った。

- 一、翻刻本文の前に、各資料の簡略な書誌情報を付した。
- 一、表紙、および各丁(半丁毎)の境目、文書の表・裏の境目を点線で示した。
- 一、行どりについては、原本どおりに行った。ただし、割書きは、割書部分を「」で包み、本行に組み入れた。この場合、割書内の改行部分を / で示した。
- 一、文字の大小については、区別して翻字した。
- 一、誤写・誤字と思われる文字は、そのまま翻刻し、右傍に正しいと思われる文字を() に包んで示したほか、(ママ) と付したものもある。また、疑問が残る文字については(?) を付した。
- 一、虫損、あるいはくずしの問題で、判読しがたい文字は□で示した。
- 一、各資料の末に(注)として、翻刻に関わるメモを付した。

【E24.43】『當院神薬之因縁・當院中興開山之事』

〈外題〉(表紙ナシ)

〈内題〉⑦當院神薬之因縁

⑧當院中興開山之事

〈尾題〉(ナシ)

〈体裁・法量等〉

江戸時代写 二七・九×四一・四種^(第一紙)

界線ナシ 一紙二六行^(第二紙) 五紙 表紙欠

〈奥書〉(ナシ)

當院神薬之因縁

萬病圓の因縁ハ、當院の師ミ口説にして翰墨に乗る事なし、予是をおもふに、其深意知かたし、然りといへとも先達で當體をおもふに、命の葉ハ朝露のごとし、日光能く消除す、又世人を見るに、病患競い口を閉て横死し、疾惱盛にして、正心混乱する人多し、予、中夏のころ病心漸重にして、依身疲勞す、然りといへとも正心違する事なく月をへて、疾惱漸く治するの日、師ミの素意に違する事を厭す、命葉の落ち易きを恐て、先師の口説を拙詞に乗て後葉に傳ん事をおもふ

夫、當院中興開山定宥法印は、福智の二嚴を兼備し、道徳仰はいよく高く、鑽はいよく堅し、故に其名國に弥布せり、時の天子、熊野權現の宮殿を再營御座し、神をして新社に移し奉る時、道徳周備する沙門を求るに、定宥の陰徳忽に顯て、其名又北闕に鳴る、帝定宥を撰て遷宮の導師とす、定宥彼山に至て、兩月をへて遷宮首尾し

阿國の本院に歸る、其夜延命菩薩、定宥に告て曰、我ハこれ五濁惡世の能化なり、□化自在にして群生を利す、殊に我に秘奥の徳あり、則勝軍の利用なり、故に号して勝軍地藏

菩薩といへり、我を念する輩は事に觸て

勝軍の用を施し、武運の祈る人は猶長久なら

しめ、諍論に依て願あらん人にハ又利を施さん、

我か誓を知らすや、内には菩提の旗を擧て、

煩惱の敵陣を退け、外には不退の船に乗して、

沈空の溺子を導く、又告て曰、六道能化の像を

きざんで、今此勝軍の容を彼の像の御くしに彫

り入、衆人に歸敬せしめよ、然らば所願猶成就

せん、其しるし、必明日にあらんといつて、失ぬ、

其次の朝、定宥延命菩薩の寶前に至て、

禮拜し讀經するに、非常の山伏一人、忽然と

して來現す、定宥問曰、汝何地より來るぞ、

山伏の曰、我ハこれ熊野山より來る神使なり、

三社の社頭造營の功、尤も汝が道徳にありといつ

て、一ツの封せる物をいたし置、院外へ出て上天し

去ぬ、定宥彼飛跡を拜し靜に見るに、東を

飛行す、定宥當飛跡を再拜くし、院に

歸て、彼の封せる物を見るに、今の萬病圓の藥

方なり、定宥是を調査して衆人に与るに、願に

隨て、病患を治する事、喩ハ大聖世尊の機に應し

て教をしめし、心垢を洗ふにひとし、此時より

今世にいたるまで、貴となく賤となく、是を尊ひ

是を信て、萬病を治す、永々末代に至まで、招

かざるに衆人來り、求ざるに錢財をなけうつ

て、萬病圓を求る事、是偏に神藥のしから

しむる所か、將勝軍地藏の功用か、師傳へ□

には、村を矢武といへるも、勝軍地藏安置の地に依

てしはいふと傳へり、

予拙才を以て翰墨に記て資に傳る事、定宥・

定快・宥雅・宥雄・宥惠・快宥・宥義・宥信・宥全・

宥昇の深意に背くへきか、然りといへとも、

予おもふに、後の今を見ん事、今の昔を見る

かことくなるへき事を思ひ、又おもふに我れ

前罪を知事なし、古業に依て閉口し、

現業に依て乱意せば、師資ともに悔とも

いかな故記て以て後葉に傳んとおもふ

當院中興開山之事

當院の中興開山を定宥法印といへり、然るに定宥在

世より今世にいたるまで、定をして誰子誰弟と

いふ事を知る人なし、唯人口に傳へ侍へるハ、權化再

來の人といへり、定四國順禮の砌り、地藏の草堂に

信宿す、暁天におよび、非常の僧來て、定に告て曰、

汝此地に草庵をむすひ、延命菩薩の名号を念

せば、願に順い望に應して寺院繁茂すへしと

いつて、忽然として失ぬ、定告に應して草庵を

むすひ、一二のとしをふるに、定が陰徳自然に顯れ

て、願望函蓋相應し、近邑の僧侶、遠鳴の緇素

來て化をうけ、或ハ弟となり、或ハ末寺トなる事、か

そふるにいとまあらず、誠に今は有名無実なり

といへとも、三千坊の門首といふ事、此師の時にあり、

定宥の上足定快、當院の付属を受け、道を傳へ

惑いをとく事、定宥と同じ、定快より宥雅・

宥雄・宥惠・快宥まで五代、微少に法滅ありと

いへとも、往昔と大に異りと見る人なし、快宥の

後を宥義法印といへり、智行兼備して、徳四方

に高し、是に依て播州の赤松、門族の故をおもひ、

勝軍の高徳を慕ひ、宥義法印を崇敬し、百僧

の飯を施し、三好又屈敬して、寺院の近田を寄

附する事、赤松に過たり、宥義在世の終り、

土州の主、兵乱して神社を亡し、佛閣を滅す、

當院其隨一なり、當院の西に古戰場あり、此兵乱

より當院の法燈漸くおとろふといへり、其後

宥義草庵をむすひ、宥信法印に付属す、

宥信ハ矢野駿河が三男、宥義カ甥なり、

信數歳寺職の内、慶長年中に大地震

して、寺院顛倒し、佛物靈寶悉く損

失す、信歎て草堂をむすひ、能末徒を化す、

天下戦國の憂尽て、當國を蓬庵公御正

税の地にさたまり、信が徳、上に鳴り、蓬庵公、

信をめして持明院の寺職に備たまふ、耳順

のころ持明院を退て、井土寺へ陰居し、三四歳

をふる、此時名西・名東の末寺旧由を離る、事

百餘ヶ寺、信が後有全法印、當院の住職たり、

全ハ星合丹後が肉族森志摩守が類親たり、

全が時、蓬庵公御寄附の地下野庄村に有り、其後

十石餘を院廻の六石二かへん事を願ひ奉るに、

義傳公より御寄附の一紙をいた、き、其歳の

慶長十五年十月に、義傳公當院へ御参詣御座

し、十石餘の大を以、六石の小にかへんと願事、僧

意にかのふよしの嘆御座して、則屋敷として

方圖書を御寄附ありぬ、尤方圖の内、太守御正

税の地、或ハ諸士の拜知あり、是ミな御寄附なる

へき所に、宥全病惱におかされ、公席に出る事

かたし、然所に大坂の一乱發て、上に訴へ奉る

事もなく、全も又命終す、それより以來訴る

に時なく、全か遺弟宥昇も過ぬ、昇又予に

付属す、予常に勝軍地藏の法を行ては

太守の御武運長久を願ひ、普賢延命の法を

修してハ御壽命長遠を祈り、兼てハ又國家安穩、

衆人快樂、寺内安全、密教弘通、法燈相續、尽

未來際、有情非情平等利益、是旦夕の所願也

四頁)に翻刻あり。

《題》無盡山莊嚴院地藏寺相承代数

《体裁・法量等》

慶長十二(一六〇七)年写 三九・〇×五二・八糎

豎紙一紙(本文紙背ニ及ブ)

《奥書》右実賢方法流相承當院代数後住ノ之僧へのこすもの也

慶長十二年八月廿五日

蜂塚彦右衛門様御尋ニ付書付ヲ以ノ申上候以上

無盡山莊嚴院地藏寺相承代数

開山淨幽大和尚〔弘安三庚申九月廿二日寂滅ノ春秋九十八歳〕

上座奥坊信源 正和五丙辰天十月五日

上座蓮華院尊光 普門院惠良師

上座北坊阿遮梨純淨 奥坊深信

上座藤坊頼深 康永二未六月廿日

上座愛染院寛海 貞治二癸卯七月朔日寂

上座禪定寺眞龍 應永元年九月八日滅

上座文殊院俊慶 應永二年十一月廿五日寂

上座愛染院義光 應永十七年正月十七日

上座多聞院永順 應永三十元年七月廿八日

上座摩尼院道光 永享九年十一月三日

上座觀音坊圓海 文安三年五月十日

上座北坊宥海 寛正元年十二月晦日

上座延命院大識 文明五年十月廿三日

上座摩尼院寛山 文明九年二月二日

寛山阿遮梨までハ輪番持て院務執行之処定初て

本寺職ニ任大衆志統和合しけるなん

中興定宥僧都 明應二年三月六日寂

法印定快上人 文龜三年十月十九日

法印宥雅上人 永正二年六月十八日

法印宥雄上人 享祿四年卯二月三日

法印宥惠上人 天文十八年八月十四日

【K4-1-2-8】『無盡山莊嚴院地藏寺相承代数』

* 『報告書12』「附章1 地藏寺所蔵の文書・史料翻刻」【史料3】(三)

法印快宥上人 天正元酉八月廿七日
法印宥義上人 慶長三年二月十五日
法印宥信上人
法印宥全

右実賢方法流相承當院代教後住
之僧（のこすもの也）

慶長十二年八月廿五日

蜂塚彦右衛門様御尋ニ付書付ヲ以

申上候以上

〔注〕 * 1 : 『報告書12』では「蓮乘院」と翻刻する。

* 2 : 「正和五丙辰」を墨消して右傍らに「康永二未」を書き入れる。

* 3 : 『報告書12』では「蜂須賀」と翻刻する。

〔71函1〕（題未詳・無盡山縁起） ↓ 別本『無盡山莊嚴院地藏寺相承代数』

〈外題〉（表紙欠）

〈内題〉（ナシ）

〈尾題〉（ナシ）

〈体裁・法量等〉

江戸時代写 二七・四×五一・六糎（第一紙）

卷子本 墨界 一紙二二行（第一紙） 三紙 表紙欠

〈奥書〉（ナシ）

無盡山莊嚴精舎地藏寺、空海大和尚開基

中興開山浄幽大和尚、或云傳燈大法師空賢、

付法三人、信源・尊光・探玄、後宇多御宇、坐事出家、住

東大寺、習学法門、高野山正智坊道範阿遮梨受兩部

灌頂、再重遇（山本）金剛王院覚濟僧正、（多）實賢僧正法流、傳

云浄幽平城姓、元有出塵之志、爲沙門居東大寺、性聰

敏志氣宏邁、学渉内外習三論（実大寺取）龍偏稟密教道範、既
而得阿遮梨位、勤教授、杖錫渡四國、止錫當山、弘法尺信
高名聞隣国、附法第子四千、末寺及中国□

浄幽大和尚 弘安三庚申九月廿二日行年九十八歳

奥坊信源大阿遮梨法印 正和五丙辰天十月五日寂

上座蓮花院尊光 玉泉律師 安龍僧都

上座普門院惠良 義達權律師

上座北坊純浄阿遮梨 變阿遮梨宥山御房

奥坊深信法印閑主 大谷坊頼實 圓空

上座藤坊頼深 康永未六月廿日

上座愛染院寛海 貞治癸卯七月朔日

上座禪定院眞龍 應永元九月八日

上座文殊院俊慶 應永十七年正月十七日

上座愛染院義光 應永二年十一月廿五日

上座多聞院永順 應永三十一年七月廿八日

上座摩尼院道光 永享九年十一月三日

上座觀音坊圓海 文安三年五月十日

上座北坊宥海 寛正元年十二月晦日

上座延命院大識 文明五年十月廿三日

上座摩尼院寛山 文明九年二月二日

中興定宥僧正 明應三年三月六日

法印定快上人 文龜三年十月十九日

法印有雅上人 永正二年六月十八日

法印宥雄上人 享祿四年二月三日

法印宥意上人 天文十八年八月十四日

法印快宥上人 天正元酉年八月廿七日

法印宥義上人 慶長三年二月十五日

〔注〕 * : 「宥意」は「宥惠」の誤写か。

【71函2】『無盡山莊嚴院地藏密寺記』

〔外題〕(表紙欠)

〔内題〕無盡山莊嚴院地藏密寺記

〔尾題〕(ナシ)

〔体裁・法量等〕

江戸時代写 三三・二×四八・八糶^{第一紙}

卷子本 上下金界 一紙一七行^{第一紙} 六紙 表紙欠

〔奥書〕時／正徳第五歳在乙未佛誕生之日／傳密乘沙門現住^{菩提}謹誌

*中興十三代普雄の作。普雄は寛保三(一七四三)年寂。

無盡山莊嚴院地藏密寺記

阿波州無盡山莊嚴院地藏寺者、

三地索多草叢之梵刹、五部瑜伽

秘傳之靈場也、前有不盡之長江、後

有不騫之高山、可以濯煩惱之垢、可以

現清淨之想、嗚呼嗚呼、惟新之妙應

盈溢乎耳目、勿照之慈胸、衣被乎艸木、

是故、佛殿・寶塔・山門・方丈・庫房・浴室・

經藏・學寮、莫不悉備、本堂所安之

地藏菩薩者、高祖大師手雕

之尊藏而、令滿衆生隨類之

殊願也、又

天照皇大神、諏訪大明神、併辯才

天女各有祠廟、以爲護法善神

可謂無盡法燈而莊嚴佛地矣、

加以歷代、

帝王將軍尊崇之四來、道俗男女

渴仰之烏虜、法門盛事莫大於此

〔傳説往昔有 嵯峨帝、淳和帝、仁明帝之詔書而今亡矣／又有賴朝、賴家、

實朝三將軍渴仰之説〕

後宇多帝御宇、勅當寺住持定宥者修

紀伊州熊野神遷座之祭事、因定宥夢神

神告曰、汝歸錫之後、當雕地藏尊而以

弘法大師所雕之小地藏尊像、納諸汝所

雕之大地藏尊像胸中、又雕彌陀、藥師二

尊像、今其授汝以藥方一道而救衆生

所苦之疾、定宥歸院之日、像自雕之

藥手製之、像以有靈、藥以有驗、又^除

熊野三山之神而、以衛護佛法、雖

然、星移物換而、許大伽藍罹乎兵

燹之災、自是以來梵房簡而佛制

略焉、幸有 邦君蓬庵源侯來過

此地、因經營堂殿割膏腴之地、以

爲僧糧、其嗣君阿波淡路二州刺史

至鎮源侯、歸依當寺地藏薩埵而

賜墨印、除二萬八千八百步之租稅及

課役、其來住持玉龍者盡力乎興復、

是以數歲之間堂宇漸成、又有住持

龍辨者篋簾鴻鐘、修建門牆、元祿

丁丑之冬、本房西北夜、異光、龍辨使

人掘其放光之處、掘得如意輪觀音

金像一寸八分者、龍辨歛喜踊躍、因令

佛工雕如意輪木像而、納金像於木像

胸間、其他口碑所傳有將信將疑之

惑、故不盡記之、^余自住當寺達事於

公廳改爲佛殿、又修造護摩堂、十王

堂、寶庫、長廊、中門及觀音堂、祖師

影堂、鎮護神祠、嗟若末法之法日傾、信心

之心月虧、是以口碑失傳華説亂真

故、^余忘其不文錄其梗概仰冀佛日

增輝、風雨順時、國家豐饒、法輪常轉、

於是乎記、

時

正徳第五歳在乙未佛誕生之日

傳密乘沙門現住^{菩提}謹誌

當寺靈寶畫像木像等附録

- 一 墨繪觀音一幅 牧溪
- 一 鷲蓮二幅 雪舟
- 一 觀音一幅 全
- 一 五大尊一幅 弘法大師
- 一 金剛界一幅 覺鑊上人
- 一 胎藏界一幅 全
- 一 三千佛三幅 增咩
- 一 十二天十二幅 全
- 一 大師明神一幅 全
- 一 普賢延命一幅 弘法大師
- 一 不動明王一幅 全
- 一 愛染明王一幅 全
- 一 三寶荒神一幅 全
- 一 釋迦三尊一幅 小野篁
- 一 地藏尊一幅 行基菩薩
- 一 說法圖像一幅 唐筆
- 一 大般若十六善神一幅 全
- 一 涅槃像一幅 兆典主
- 一 天神一幅〔德寫／青山氏〕一御筆般若心經卷
- 一 大般若經六百軸 木像部
- 一 地藏菩薩 〔弘法大師御作勝軍尊依神夢／入今像中〕
- 一 弥陀如來 定宥
- 一 藥師如來 全
- 一 迦羅陀山地蔵 惠心
- 一 不動明王 弘法
- 一 愛染明王 全
- 一 如意輪觀音 寺内堀出
- 一 持國天 運慶
- 一 多聞天 全

- 一 毘沙門天 弘法
- 一 焰魔王十王十體
- 一 聖德太子
- 一 弘法大師御影二軀

【E24・20】『正地法流』

* 『報告書12』「附章1 地藏寺所蔵の文書・史料翻刻」【史料67】(二三) (二四頁)に翻刻あり。

〔外題〕正地法流

〔内題〕⑦御尋_ニ付申上_ル覚

①當院之住持為心得書置覚

〔尾題〕(ナシ)

〔体裁・法量等〕

天和三(一六八三)年頃写 二八・二×二〇・一糶

仮綴 界線ナシ 一頁六行 八丁 共紙表紙

〔奥書〕天和三年_多閏五月廿三日 矢武村地藏寺

西弥次郎殿

(〔御尋_ニ付申上_ル覚〕末)

為後世如斯致置候、拙僧直筆_ニ而書置可

可申所存候へ共、普請隙無之故、先為令無

失念以他筆書置候、重而書直可申覚悟也

玉龍(花押)

(〔當院之住持為心得書置覚〕末)

〔墨書〕「莊嚴院／玉龍」(表紙)

【表紙】

莊嚴院

玉龍

正地法流

御尋^ニ付申上^ル覺

一板野郡矢武村地藏寺之儀、高野山正智院
法流^ニ候哉と御尋被成候、如何^ニも正智院法
流^ニ而御座候、從^テ蓬庵様其趣之^ヲ御書、
正智院^并當寺^并三代以前之住持有全方^ヘ
被下置候、至鎮様・忠英様御兩代^ニ者

正智院方^ヘも地藏寺^ヘも御書不被成下候、
光隆様御代^ニ正智院^并當寺先住宥昇
方^ヘ御書被下置候、右御書御兩通共
寫仕指上申候

一地藏寺儀、正智院末寺と申義^ニてハ全無
御座候、御兩殿様御書面之通、法流と申

迄^ニて御座候、萬一正智院當院^モ末寺と被
心得候^ヘハ、拙僧ハ不及申、當寺之末寺五
拾^テ寺^ニ及出家共、別而迷惑仕候

一末寺と法流と差別在之哉と御尋被
成候、末寺と申候ハ、惣而寺法之儀、本寺之
以了簡執行仕候、法流と申候ハ、先徳実賢

之一流を正智院方^方傳授仕迄^ニ御座候、
於寺法之義^ニ者、只今迄^ニ正智院指圖を
請申事、少も無御座候、以上

天和三年^癸閏五月廿三日^{矢武村}地藏寺

西弥次郎殿
當院之住持為心得書置覺 玉龍

一正智院と當寺と由緒之一儀^ニ付、當夏
御會所^ヘ被召寄、先年之筋目郡御奉行
西弥次郎殿御尋在之、拙僧口上書いたし
指上候、則天和三^癸閏五月廿三日なり、

今年ハ、殿様御在江戶^ニて御座候故、右之
口上書御頭人より江戶^ヘ御指越被遊候、

正智院^モ在江戶^ニて在之候故、當院由緒之
儀長谷川主計殿^并被相頼、淡路守様御
書、正院と當寺と^ヘ被為下候、右之口上書^ニ末寺
と由緒と之簡別委細^ニ申上、主計殿被為入御念
正智院^ヘ御状被遣、返事御取被成候、當國御仕置
主水殿^方正智院之返事御取寄被遊、^并

主計殿^方主水殿^ヘ被逐御状、拙僧^ニ御見^セ被遊候、
就夫拙僧存寄ハ、末^ニ當院之證據にも
可成と存、乍慮外致懇望候^ヘハ、被為聞召分、
御書頂戴之外^ニ右之兩通被懸御意候

一正智院先師景儀ハ、蓬庵様御剃髮
之師之由傳承候、右之依恩^ニ年数三百

年余も中絶之儀を被致所望候故、
蓬庵様^方由緒之御書、景儀方と當院
先師看全方^ヘ被為下候、景ハ唯今^ノ之
正智院秀傳^方四代跡^カと覺申候、看全ハ
拙僧^方三代跡なり

一景儀之状、當院^ニ在之候、拙僧住山之砌、見
及候は弁天講之式、正院^ニ在之、其外之
手跡も可在之かと存候、但^シ式ハ正院炎焼之
節亡失いたし候や不存候、末^ノ之事
必心得^ヘし

一景儀之状、當院之中興開山定宥
法印ハ、正院之先師快雅法印之下^ニて

被致付法候由^ニ候、定宥ハ拙僧より拾壹代
前之師也、愚僧迄之年数凡四百年^ニも

可成か、快雅ハ何代先と云ふ事を不知
一景儀は當村桑内と云ふ所之人也、

當院之先師宥信法印之弟子也

景が兄田村庵才と云ふ人あり、景が

依恩從 蓬庵様高三百石被遣被致

病死候、御奉公之内越度在之由にて

跡目御立不被遊候由傳承候、庵才ハ當村

八幡宮本社舞堂之施主也、子孫に今

六七軒も在之候

一由緒と末寺と之差別、高野一山之字侶

灌頂執行之法度書、□方不替三代

灌頂執行之人を由緒と相定申候、但シ

田舎より致登山野山之寺院も、三代不替、

田舎之寺院も替されハ、由緒と云ふなり、

末寺とハ大ニ簡別在之法度書也、當院

之住持たる者、右之法度書能見覚可然也

一於當院灌頂執行在之事、往昔不知、

蓬庵様御入國方以來、宥全・宥昇式代

傳燈大阿闍梨之灌頂、於當院在之候、則

宥昇之大阿闍梨ハ寺町持明院快儀上人也、其外

初灌頂自他門之新發意致付法候事、

全・昇兩師方拙僧至迄ハ、三四年迄度

程ハ令執行候、他國にても灌頂執行在之

寺院多ハ無之候、御入國方以來當國にて

灌頂執行之寺院、太龍寺・持明院・鶴林寺・

當院四ヶ寺ならてハ無之候。五六年以前に

南方西光寺丁義執行在之候、此師ハ僧

中無比之福僧故、丁義被致候由風聞候、

右之四箇寺ハ必不依貧富丁義初灌頂共ニ
修行有之候、當院之住持雖及未來際、先

國家安全之御祈禱、當院之法燈相續、

寺内之繁茂を別而祈へし、正當二院

之由緒、當院末寺之諸作法、無油斷可被懸心ニ

拙僧病氣甚敷、命終之程難義候故、心ニ

浮所、萬か中一二を書置者也

「此流ヲ續か故、末寺といは、當國ニも仁和・大覺

兩御門跡末寺數箇寺有之候、然共灌頂ハ大概

代ニ野山ニ而致修行候、御門跡末寺修行ノ灌頂

終無之候、若尔ハ灌頂ハ末寺ノ由緒不相成候」(附箋)

爲後世如斯致置候、拙僧直筆ニ而書置可

可申所存候へ共、普請隙無之故、先爲令無

失念以他筆書置候、重而書直可申覚悟也

玉龍(花押)

(注)

* 1 : 『報告書12』では「当寺之三代」と翻刻する。

* 2 : 『報告書12』では「跡と」と翻刻する。

* 3 : 『報告書12』では「可在之と」と翻刻する。

* 4 : 『報告書12』では「失焼」と翻刻する。

* 5 : 『報告書12』では「いたし候也」と翻刻する。

* 6 : 『報告書12』では「可成候」と翻刻する。

* 7 : 『報告書12』では「灌頂ハ執行」と翻刻する。

* 8 : 『報告書12』では「五六ヶ年」と翻刻する。

* 9 : 『報告書12』では「続ク故」と翻刻する。

* 10 : 『報告書12』では「□ハ」と翻刻する。

* 11 : 『報告書12』では「普徒」と翻刻する。

* 12 : 『報告書12』では「代筆」と翻刻する。

* 13 : 『報告書12』では「書置」と翻刻する。

【E-25-110・111】『(仮)地蔵寺由緒書』

〈題〉(ナシ)

〈体裁・法量等〉

江戸時代写 一六・四×四五・二糎(第一紙・E-25-110)

一六・四×四四・六糎(第二紙・E-25-111) 界線ナシ 折紙

〈奥書〉住持^{書讀}謹白(第一紙・E-25-111)

【E-25-110】

當山^二候^一住山仕、碩学^二昇進仕、當山^二住職仕候、其上

家康公様御懇意^二御座候へハ、沙門^一之境界

□、望も無御座候、御國莊嚴院先住定快^二

申僧、先住時分當寺^二而実賢方山本一流

傳授仕由緒御座候間、向後、板西莊嚴院^二

當院^二法流由緒之御書奉願候と申上候得ハ

則双方、御書被下置候□蓬庵様御

書^三通 至鎮様御書^一通 光隆様御

書^一通 綱矩様御書^一通 頂戴仕居申候

一 讚州普通寺、白峯寺、豫州石手寺、土州

蹠跢山、五臺山、東寺、御國、太龍寺、莊嚴院

申候而、四國八拾八箇寺之内、八箇寺と申大伽藍^二

而天下國家之御祈願相勤申候、當寺昔^一

繁昌之時者、三百坊之門首^二而、備前、播磨

惣而四國之内^二末寺多御座候由、只今^二至五

十箇寺^二及末寺御座候、先年者此^レ方前^一

堂寺有之候而、代々住持、庭儀之灌頂修

行仕候、私^レ三代前之住持玉龍、只今之所^レ

寺^レ引、方丈、庫裡再興仕、次住持龍辨

鐘樓・堂門建立仕候、又元祿十年、寺内^二而

如意輪觀音ノ鑄像掘出申候而、佛工^レ呼、觀音、大像^レ作^レリ、胸間^二入申候、先年大壇ノ楹柱等^一掘出^レ申候、私義七年已前當寺^レ入院仕、

右四國之内、同格ノ七箇寺^二相並候様^一仕度

願申上候而、地藏本堂御再興被 仰附□

又私土木^レ荷申候様^二仕、護摩堂・長廊

觀音堂・遍路休息所・十王堂・中門等

再興仕、鎮守天照皇太神、諏訪明神、

熊野權現、辨才天社、^并祖師堂、鐘樓

堂、庫裡、方丈等修復仕候

一 蓬庵様 至鎮様 御代々御祈願

仕候故、先年 御城^二而三壇之護摩

修行被 仰附、普賢延命之畫像^一

御城、持參仕候由口傳候、文英様御祈禱

當寺住持^レ被 仰附、大山寺^并當寺^二而、御

祈禱抽丹誠、御札守差上候處、御懇意^レ御□

柳本權□□^レ以被 仰下候

一去^レル^二年願上候ハ、當寺^レ寺領御寄附、

御建立所、境内諸役御免許故、冥加

之御爲 任 御吉例、御札守差上度由申上候處、

正五九御祝月寒御祈禱、□□御上下

之御祈念、抽丹誠御札守

御兩殿様へ差上可申旨被仰附、於

勝軍地藏宝前常御祈禱仕御札守

□上□□候

□上□□候

【E-25-111】

一 阿波國無盡山莊嚴院地藏寺者

弘法大師開基〔一説^二ハ行基菩薩開基と申候ノ得共傳記未詳^一〕

則勝軍地藏、不動明王等之尊像

^并五大尊、普賢延命等之畫像、弘法大師

制作^二而御座候、其砌

嵯峨帝、淳和帝、仁明帝之御倫旨御

坐候由申傳候、又頼朝公、頼家公、實朝公

當寺本尊御歸依被遊、殊更頼朝公

御信仰之愛染尊、只今之護摩堂^三安之

一 當寺中興之住持定宥蒙

後宇多帝勅宣、紀州熊野權現遷宮修行之

時、依神夢、地藏之大像^ヲ作^リ、彼弘法大師

御作一寸七步勝軍地藏、今^レ像中^ニ安之

一 細川讚岐守殿^方五百五十石寺領御寄附

天下國家之御祈願相勤候由申傳候

一 赤澤信濃守殿、板西城之時分、當寺

勝軍地藏御歸依、御祈願相勤申候而、其砌

方板西地藏寺と申候由申傳候

一 土州長曾我部元親、板西城^并勝瑞城

責之時、當寺^并十二坊之寺家等迄

不殘兵火^ニ逢、其砌 御倫旨、御

朱印等^并宝物焼失仕候由申傳候

其后寺内堀候節、先年も大壇

之楸柱堀出^{□□}候

一 蓬庵様御入國已來、當寺^へ御參詣

被遊、本堂御建立、寺領御寄附、當寺

勝軍地藏御歸依被遊候

一 至鎮様 慶長年中、當寺^へ被爲掛御腰候

砌、境内諸役御免許之御書附被 下置候、

當寺中興之住持定宥、板東大麻宮^三而

求聞持執行之壇上^へ出現仕候螺貝^并

弘法大師御請來之錫杖御所望被遊候而、

殊^ニ勝軍地藏御歸依被遊由申傳候

一 高野山正智院、法流由緒之義^ニ付

蓬庵様 光隆様 綱矩様 御直當之

御判物頂戴仕居申候、昔繁昌之時分、

三百坊之門首^三而、備前・播磨惣而

四國之内^ニ末寺多御座候而、四國無及之大

伽藍之由申傳候、只今至五十箇寺

末寺御座候

一元祿十丁丑年寺内^三而、如意輪觀音

鑄像堀出^シ申候而、唯今之觀音之木像

之中^ニ入申候、大壇之楸柱者三拾年

已前^{□□}堀出申候

一 先年者此^レ方前^ニ堂寺御座候而、代々之住持

庭儀灌頂相勤申候所、三代前之住持玉龍

只今之所^へ寺^ヲ引、方丈、庫裡再興仕、次^レ住持

龍弁、鐘樓、堂門建立仕候、私義七年已前

入院仕、其後地藏本堂御再興被仰附、其

外之諸堂、中門等迄不殘建立修復

仕候、以上

住持^{普羅}謹白

《無尽山地蔵寺所蔵由来書等 翻刻(終)》

Memorandum on the abbot of Mujinzan Jizoji Temple – The Chief Priests in the Medieval and Early Modern Periods –

HARA Takuji

This paper is a memorandum on Jizoji Temple and its abbots from the Middle Ages to the early modern period to elucidate the actual study and teaching conditions by successive abbots of Jizoji Temple.

Among the successive abbots of Jizoji, there are very few materials that provide clues to the history and training of the abbots from the late medieval to early modern periods. In consideration of this situation, the following books are selected from the collection of Jizoji Temple: *Toin Shinyaku no Innen, Toin Chuko Kaizan no Koto* (『当院神薬之因縁・当院中興開山之事』), *Jizoji Sojo Daisu* (『地藏寺相承代数』), *Jizoji Sojo Daisu* (separate volume) (別本『地藏寺相承代数』), *Mujinzan Shogonin Jizomitsuji Ki* (『無尽山莊巖院地藏密寺記』), *Shojihoryu* (『正地法流』) and (Provisional) *Jizoji Yuishogaki* (『(仮) 地藏寺由緒書』). In addition, the book is reprinted with bibliographic information at the end of the book and is widely available for reference.